ほうじん会報

2026.11
No.155
秋号



公益社団法人
上十三法人会
十和田市西二番町4-11　十和田商工会館3F

会長の見聞録！



会長　益川　毅

朝晩の寒暖差が大きく、体調を崩しがちな季節となりましたが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？深まる秋を迎え、今回は様々なイベントを通じて感じた事をお伝えしたいと思います。

今年は国スポが本県で49年振りに開催されました。十和田市では、相撲、サッカー、バスケットボールが行われ、熱戦が繰り広げられました。さすがに全ての応援には行けませんでしたが、小４から初め、今でも続けている（汗）バスケットボールのご縁で、少年男子バスケのお手伝いをさせていただきました。事前に市民ナイター登録チームへ設営補助や観戦やらのお願いをしましたが、その回答をいただけるチーム、いただけないチーム…強制ではないのでそこは仕方ないかも？ですが。本番当日は会場整理やオフィシャル、その他様々な方々の協力もいただきながらですが、私達の年代の人たちの手伝い（出来る範囲での）も足しになったと思い込みます。観戦していると、選手の皆さんの頑張りと各県の応援の皆様の声援に十和田市民も一緒に手拍子を送り、会場が一つになったような凄いパワーを感じました。この後障スポも開催されますが、たくさんの市民が関わって素晴らしい大会となるよう願っております。

そして10月16日（金）上十三イベント実行委員会主催による「ざ･縁会」が200名を超える参加者を迎え開催されました。当日までに何度も委員会の皆さんが打ち合わせを重ね、青年部会、女性部会、受託保険会社三社の皆さんも協力しての本番でした。当日は様々なハプニングが発生するものの会場の皆様の笑顔の為に、主催者側が会場内を走り回って対応していました。その様子を見ていて、あらためて一番大切なのはチームワークだと感じました。誰か一人だけが先走っても事は上手く運びませんし、足並みが乱れてしまいます。これは全ての事柄に繋がるのではないでしょうか？

この号が届く頃には、私達シニアバスケチームの県大会の結果も出ていますが、チームワーク、和をもって最高の結果になっている事を願っております。

最後に、当会の田島一史副会長が栄えある国税庁長官賞を受賞されました。日頃より大変お世話になっている先輩ですので喜びもひとしおです。今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

なによりも、皆様にとって何事も実りの秋となりますように願っております。

CONTENTS

■会長の見聞録！……2
上十三法人会会長　益川　毅
■この人に聞く……3
十和田税務署長　對馬　亨 氏
■十和田税務署だより ……4
■税理士からのひとことアドバイス ……5
■上十三㋮縁会2026 ……6
■女性部会より ……6
■本部・支部だより……7
■青年部会だより……7
■女性部会だより……7
■スケジュール……7

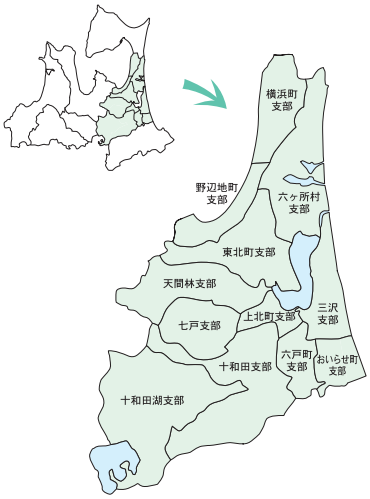



■奥入瀬渓流

自然林におおわれた渓流は千変万化の躍動感あふれる景観が感動を呼びます。特に秋の奥入瀬渓流は赤黄茶に染まる葉が、森に奥行きを出していきます。まだ少し残る緑とも見事に調和し、自然の神秘を感じます。

この人に聞く



十和田税務署長
對馬（つしま）　亨（あきら）　氏

本年７月の定期人事異動で、十和田税務署長を拝命した對馬でございます。

益川会長をはじめ上十三法人会の役員並びに会員の皆様には、日ごろから税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

私は十和田税務署での勤務が３回目（８年目）となりますが、平成12年７月から平成17年７月までのうち、２年間は個人事業者への調査事務に従事し、３年間は総務係長として、庁舎移転、旧庁舎の取壊しに携わりました。

また、平成21年７月から平成23年７月までの２年間は個人課税第１部門の総括上席調査官として、当時利用割合が低調だった電子申告の利用拡大に係る各種施策に取り組みました。

２年目には東日本大震災を経験しましたが、某商工会の方と話をしている最中に地震が発生し、余震の中税務署へ戻ったことを覚えております。

東日本大震災時においては、関係機関の皆様から被災者の情報をご提供いただき、迅速に被災者対応をすることができました。感謝申し上げます。

このように十和田税務署では非常に印象深い経験をしたことから、十和田税務署長になれたことを大変嬉しく思っており、上十三地域の皆様とともに仕事ができることの喜びを日々噛み締めております。

署長として地域社会の一員として微力ながら地域の発展に力を尽くしてまいりたいと考えております。

さて、現在、税務署では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの一環として、事業者のデジタル化推進にも力を入れて取り組んでおります。

私は令和２年７月から２年間、北関東の税務署に在籍しており、その際、地元銀行が主体となって国税のキャッシュレス納付を推進したいとのお話をいただき、研修会の開催など、この取組を経験しました。

令和５年に青森税務署に転勤となった際に当時の青森銀行に対してこの北関東の銀行の取組を紹介し、一緒にキャッシュレス納付の推進に取組むことを提案、令和５年６月に県内の金融機関、県、税務署等がキャッシュレス納付推進に係る会合を開催し、その後令和６年２月に東北で初となる「青森県キャッシュレス納付推進宣言」に至ったものです。

キャッシュレス納付の推進は企業の効率化にもつながる取組となることから、未利用者への利用勧奨や各団体の連携によるセミナーの開催の後押しを継続する他、税務署主催による「国税・地方税キャッシュレス納付説明会」を開催し、キャッシュレス納付を推進することを通じて地域企業の貢献につながる取組を実施することにしております。

また、各種会合や、講演会においてはデジタル化（ペポルインボイスなど）・キャッシュレス化（全銀EDI）に係る周知、普及、推進など、企業のバックオフィス事務の効率化につながる取組みを考えております。

ところで、上十三法人会の皆様におかれましては、日ごろから税に関する各種広報活動や児童・生徒に対する租税教育活動などに熱心に取り組んでいただいているところ、改めて感謝申し上げます。

私どもといたしましては、今後とも上十三法人会の皆様との連携・協調を図りながら、円滑な税務行政の遂行に努めてまいりますので、引き続き積極的な業務活動を展開していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々のご発展と、会員企業のご繁栄並びに会員の皆様のご健勝を心よりご祈念申し上げます。

プロフィール

- 前　　職：大館税務署　署長
- 出 身 地：青森市
- 年　　齢：55歳
- 趣　　味：旅行、スポーツ

十和田税務署　人事異動（７月10日付）　幹部職員の紹介

現　官　職	氏　　名	前　任　地
法人課税第一部門統括官	滝　沢　淳　一	仙　　台　　北
法人課税第二部門統括官	能　渡　佳　子	弘　　前

十和田税務署だより

インボイス制度に関する令和8年度税制改正について

◆ 簡易課税制度への円滑な移行措置

個人事業者 法人

２割特例や３割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

※　提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和８年10月１日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

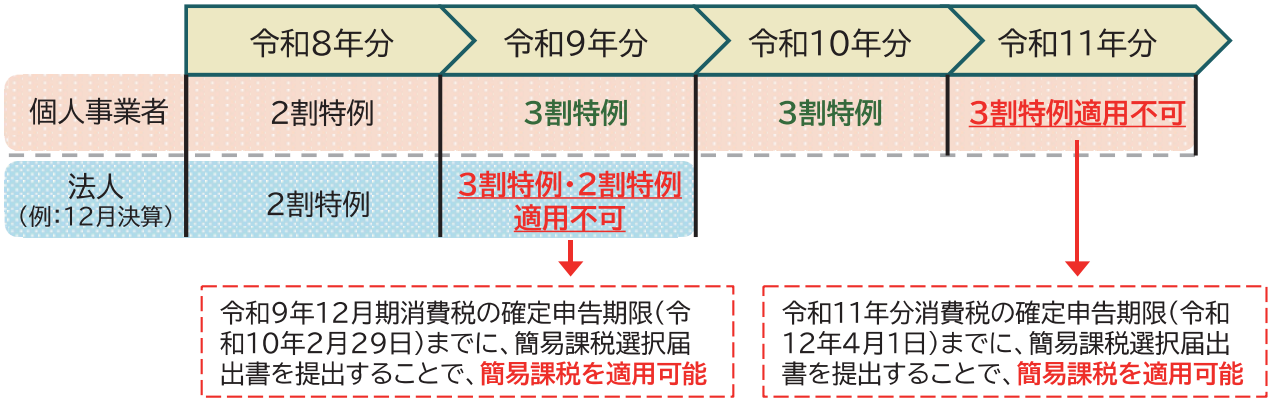

◆ 控除可能割合等の見直し（７・５・３割控除）

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を２年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。

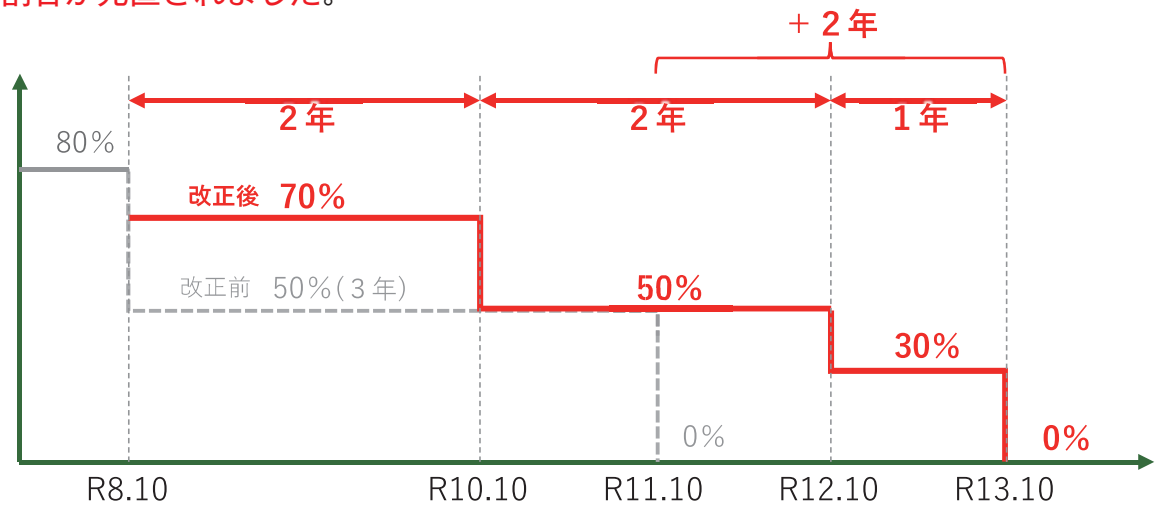

◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で１億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。

※　控除限度額の見直しは、令和８年10月１日以降に開始する課税期間から適用されます。

税理士からの
ひとことアドバイス



少額減価償却資産の特例、「40万円未満」に拡大

萩原亜弥税理士事務所
税理士 萩　原　亜　弥 氏

中小企業の設備投資に直結する「少額減価償却資産の特例」が、令和８年度税制改正で見直されました。本特例は、青色申告書を提出する中小企業者等が一定の資産を取得して事業の用に供した場合に、本来は耐用年数にわたって減価償却すべき資産であっても、その事業年度に取得価額の全額を損金算入できる制度です。

今回の改正では、対象資産の取得価額の上限が「30万円未満」から「40万円未満」へ引き上げられました。令和８年４月１日以後に取得する資産から適用され、適用期限も令和11年３月31日まで３年延長されています。

この見直しの背景には、設備価格の上昇があるものと考えられます。近年はAI対応のパソコンをはじめ、複合機やネットワーク機器など高性能な半導体を搭載した製品が増えており、数年前であれば30万円未満で購入できた設備が、現在では30万円以上となる例も見られます。あわせて、物価上昇や為替相場の変動も重なっており、こうした実態に合わせて、取得価額の基準を見直した改正といえます。

実務上、次の点に留意が必要です。

⑴１事業年度あたりの合計限度額は300万円で据え置かれています。１件あたりの基準額が上がった分、限度額に達するペースは従来より速くなることが見込まれます。

⑵対象法人の範囲は縮小されました。常時使用する従業員数の基準が「500人以下」から「400人以下」へ引き下げられています。

⑶適用を受けるには、確定申告書への別表十六（七）の添付が必要です。

⑷本特例により全額を損金算入した資産であっても、固定資産税（償却資産税）の申告対象となる点は従来どおりです。ただし、令和８年度税制改正では、償却資産に係る固定資産税の免税点も、課税標準額150万円から180万円へ引き上げられました（令和９年度分以後の固定資産税から適用）。保有する償却資産の合計額が少ない小規模事業者では、この引き上げにより課税されなくなるケースも考えられます。

金額基準は事業年度単位ではなく、資産ごとの取得日で判定されるため、令和８年４月１日をまたぐ事業年度では新旧の基準が混在することとなります。

税制改正の内容には、その時々の経済情勢が反映されています。今回の見直しも、価格上昇が続く中で、中小企業の設備投資を後押しする措置と捉えることができます。

ご不明な点はお近くの税理士にお尋ねください。

上十三ざ縁会 2026

10月16日（金）午後６時
サン・ロイヤルとわだ



10月16日（金）十和田市のサン・ロイヤルとわだにおいて、実に何年ぶりかの200人超えの参加をいただき大盛況で開催されました。

夕方５時40分の開場から、思い思いのウェルカムドリンクを手に入場され、６時の開会前には大変な盛り上がりを見せていました。



参加された皆様が何より待ち望んでいた抽選会は、ショータイムを挟んで２回行われ、幸運の女神が読み上げる抽選番号を聞き漏らすまいと誰もが真剣な眼差しでした。当選された方、おめでとうございます。惜しくも外れてしまった方、来年は当たるかもしれませんので是非ご参加ください。



家庭での必需品から、『自分ではなかなか買わないけど、貰ったらとっても嬉しい』をコンセプトに景品を揃えて、皆様に楽しんでいただけるよう企画いたしますので、来年もぜひお越しください。より多くのご参加をお待ちしております。



以下に、上位のみではございますが、豪華景品と当選者（勤務先のみ）を掲載いたします。来年はあなたが当選者になるかもしれませんよ。



豪華景品の当選者（上位のみ）

●幸　運　賞
ダイソン空気清浄機　　郡　川　電　装　㈲　様

●ダイヤモンド賞
スマートバスマット　　高岡和人税理士事務所　様
アラジンオーブントースター
十和田商工会議所　様
㈱　石　川　設　計　様
パナソニックヘアードライヤー
㈱古川建築事務所　様

●エメラルド賞
カップヌードル12種アソート
㈱　つ　た　や　会　館　様
南　部　建　設　㈱　様

●特　別　賞
全国大会（茨城大会）のお土産
㈱　伸　和　商　事　様

●イベント実行委員長賞
ロボット掃除機　　㈱　福　萬　組　様

女性部会より

青森県女性部会連絡協議会第26回研修交流会が、９月11日八戸法人会の主管によりグランドサンピア八戸で県内女性部会員84名が参加して開催されました。

当日は八食センターにて風香堂のアイスチケットを頂きアイスを堪能し見学と八戸中央卸市場「青果市場・花き市場」へ行き市場長から説明後、２班に分かれて見学。見学後にはお花



のプレゼントを頂きました。グランドサンピア八戸ではランチをしながらゲームをして県内女性部会員が交流を図りました。

本部・支部だより

◆本　部

7月30日(木)
税務セミナー「税制改正について」
東北税理士会十和田支部
税理士　佐々木　清雅 氏
(サン・ロイヤルとわだ)

8月6日(木)
十和田税務署長表敬訪問

10月2日(金)
税制委員会（十和田商工会館5階小会議室）

10月8日(木)
第42回法人会全国大会（茨城大会）

10月14日(水)
決算法人説明会（9～12月決算法人対象）
(十和田奥入瀬合同庁舎3階税務署会議室)

10月16日(金)
上十三ざ縁会2026（サン・ロイヤルとわだ）
〈主催　上十三イベント実行委員会〉

10月19日(月)
研修委員会（十和田商工会館5階小会議室）

10月27日(火)
組織・厚生委員会合同会議
(サン・ロイヤルとわだ)

企業税務コンプライアンス向上のための取組

本取り組みは、国税庁、日税連の協力により法人会で作成した**「自主点検チェックシート」**により、企業自らが内部統制面や経理面の資質向上に向け自主点検を行い、これを通じて企業の成長をめざし、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

自主点検チェックシートは、当法人会のホームページからダウンロードができますので、是非ともご活用ください。　(後援：国税庁)

http://houjin-13.or.jp/

新会員募集中！

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として全国で約70万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的にすすめています。

当会では、新会員を募集しております。会員の皆様方のお知り合いで未加入企業がありましたら、是非ご紹介をお願いいたします。併せて、青年部会員と女性部会員も募集中！

連絡先／公益社団法人 上十三法人会
☎0176-25-3435

青年部会だより

7月2日(木)
租税教室（十和田市立南小学校）
租税教室（十和田市立藤坂小学校）

7月7日(火)
租税教室（七戸町立七戸小学校）

7月14日(火)
租税教室（三沢市立おおぞら小学校）

8月6日(木)
十和田税務署長表敬訪問（女性部会と合同）

9月29日(火)
県連会長杯争奪ゴルフコンペ
(みちのく国際ゴルフ倶楽部)

10月29日(木)
十和田税務署長講演会
「地域企業の経理事務の
デジタル化・キャッシュレス化」
十和田税務署　署長　對馬　亨 氏
〈共催　十和田支部・女性部会〉
(サン・ロイヤルとわだ)

女性部会だより

7月13日(月)
租税教室（十和田市立深持小学校）

8月6日(木)
十和田税務署長表敬訪問（青年部会と合同）

9月11日(金)
県女連協研修交流会（八戸市）

10月15日(木)
税の絵はがき作品審査会
(入賞10作品、佳作10作品を選定)
役員会　（十和田商工会館5階会議室）

11月スケジュール

6日(金)
女性部会 セミナーおよび忘年会（トワーレ/すぱげ亭）

11日(水)
市長・議長へ提言

25日(水)
県知事・県議会議長へ提言

12月スケジュール

1日(火)
年末調整説明会（サン・ロイヤルとわだ）

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

**経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、
様々なリスクに取り囲まれており、
「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。**

**大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせてご加入いただく
トータル保障をご提案しています。**

会社をまもる

- お亡くなりになるリスクに対する保険 → **Lタイプα**
- ＋
- 重大疾病による長期離職のリスクに対する保険 → **Jタイプ**
- ＋
- 重度の身体障がい状態によるリタイアのリスクに対する保険 → **Tタイプ**
- ＋
- ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険 → **一時金型 Mタイプ**

家族をまもる

- お亡くなりになった場合や要介護状態で収入がなくなった場合のリスクに対する保険 → **収入リリーフ**
- ＋
- 要介護状態になった場合の介護のリスクに対する保険 → **介護リリーフα**

商品の正式名称は次のとおりです。Lタイプα：無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)、Jタイプ：無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、Tタイプ：無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型・無解約払戻金型)、一時金型Mタイプ：無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)、収入リリーフ：無配当介護収入保障保険(無解約払戻金型)、介護リリーフα：無配当終身介護保障保険(保険料払込中無解約払戻金型)
ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう企業保障の大きな傘を

〈引受保険会社〉 DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社　八戸営業所
青森県八戸市大字廿三日町10番地
TEL 0178-43-3105

F-2023-0008(2023年5月18日)